

## 船橋市障害福祉施策に関する意識調査の実施について

## &lt; 1. 概要 &gt;

船橋市には、障害者基本法に基づく「船橋市障害者施策に関する計画」と障害者総合支援法、児童福祉法に基づく「船橋市障害福祉計画及び船橋市障害児福祉計画（以下「福祉計画」という）」がありますが、「第4次船橋市障害者施策に関する計画」が令和8年度で計画期間を終了することから、次期計画の策定作業を令和7年度から開始します。

つきましては、計画策定、障害者施策の企画・推進のための基礎資料とするため、令和6年度に障害当事者等に対するアンケート調査を実施します。

## &lt; 2. 調査方法 &gt;

調査票は5種類（身体・知的・精神・施設入所者・グループホーム利用者）作成し、郵送等により調査票を配布し、郵送により回収します。

また、一般市民向けの調査については、船橋市のオンライン申請システムを活用して調査を行います。

調査の種類	配布数	調査の対象	調査方法
身体障害者調査	1,500	身体障害者手帳を所持している市民、難病のための特定疾患医療受給者票を所持している市民から抽出（※身体障害者手帳については障害種別ごとに抽出）	郵送配布、無記名による郵送回収
知的障害者調査	400	療育手帳を所持している市民から抽出	
精神障害者調査	700	精神障害者保健福祉手帳を所持している市民から抽出	
施設入所者調査	150	市内の障害者入所施設に入所している市民、精神科医療機関に入院している市民に、施設・医療機関を通じて配布	施設・医療機関にて配布、無記名による郵送回収
グループホーム調査	150	市内のGHを利用している市民に配布	市内グループホームに郵送、無記名による郵送回収
一般市民調査	400	住民基本台帳から、18歳以上の市民を抽出	郵送配布、無記名によるウェブ回答
合計	3,300		

※配布数及び配布方法は現在の案であり今後変更する場合があります。

< 3. スケジュール >

年月	内容
令和6年 4～5月	設問検討
5～6月	調査票作成
7～8月	調査票確定
9～10月	調査票発送・回収
11～12月	入力・分析（事業所への委託）
令和7年 2月	報告書冊子完成

※調査票の封入、回収した調査票の入力、分析は障害福祉サービス事業所に委託する予定